

研究ノート

＜国家＞の再考—カナダの実験—(2)

第2章 アングロ系とフランス系—カナダ国家の誕生と展開—

中　野　秀一郎

連邦制成立過程との関連でカナダの場合を考えると、この国の人団の異質性とは、基本的には2つの民族共同体、すなわちアングロ系とフランス系の存在という事実を指すことになる。一方は英語を、他方はフランス語を話す異なる言語集団であると同時に、前者はその多くがプロテスタントであるのに対して、後者の多くはカトリック教徒であるという宗教上の差異も無視できない。しかし、独立以前の約100年間に亘る英國の支配、なかんずく北アメリカ大陸全体においてマイノリティとしてその＜survivance＞(仮)を當時意識せざるをえなかったフランス系には、常に強い＜被害者意識＞がつきまとっていたことも否定し難いところである。

1867年3月29日に英國議会において採択された英國領北アメリカ法 (The British North American Act、以下BNAAと略称する) は、＜建国の2民族＞を等しく平等に扱うとして、ひとつの国家の中にふたつの民族をはめ込んではみたものの、その具体的な＜共存の公式＞に関しては多くの曖昧さを残したままであったから、後々の争いの種を播くことになった。

事の起りを今少し歴史的に遡ると次のごとくである。すなわち七年戦争の終結に伴う1763年の「パリ条約」によってニュー・フランス(北米フランス植民地)は完全に英國の支配下に入った。当然、当初の英國の意図はこの地(ケベック)に英國流の＜法と制度＞を持ち込むことであった。その気になれば力でこれを＜英國化＞(Anglicization)することも不可能ではなかったであろうと思われる。しかし、もしそうすれば、この英國領北アメリカ植民地政府は内にあってはフランス系住民の不断の反抗を抱え、外にあっては南に興隆

しつつあったアメリカ独立の勢力と真っ向から対決しなければならないという最悪の事態に落ち込んでいたであろう。英植民地支配者側のフランス系住民に対する弱腰は、かくして、1774年の「ケベック法」(The Quebec Act)の制定に具体化するのである。これによって、フランス語の使用が暗に了承され、カトリック教徒が官職につくことが可能となり、旧来の地主制が存続を許され、またフランス民法が復活する。しかし、英植民地政府は、ケベックの南西の国境をミシシッピー河とオハイオ河の交流点にまで拡げることによってアメリカの北上(拡大)をおし留めようとしたことも確実である。こうして、英植民地政府はフランス系住民に大幅な譲歩を示すことによってその支配の存続に対するかれらの支持を手に入れたのであり、戦略的にはアメリカ(独立)革命運動の北上を制止しようと図ったのであった。アメリカ革命(1775年)後、革命軍は一時モントリオールを占領するという勢いで、多くの国王派(United Empire Loyalists)がカナダへ逃げ込んだ。この英國系難民を迎える目的で、ノバスコシヤの一部がニューブラウンズウィックとして独立の植民地になると共にカナダ全体が上部カナダ(=オンタリオ)と下部カナダ(=ケベック)に分けられ、前者には多くの英國系が定着することになるのである。1837年の＜パピノーの反乱＞(Dec. 1, 1837. Papineau was declared a rebel and £ 1,000 was offered for his capture.)の後着任したダーハム総督は、ケベックをもう一度オンタリオと統合してより＜英國的＞な植民地連合政府(=self-government)を樹立するべきだと考えるが、その構想は1840年の連合法(The Act of Union)によって達成される(Feb. 4,

1839. Lord Durham submitted his Report on the Affairs of British North America (Durham Report) to the British Colonial Office. It recommended the systematic Anglicization of French Canadians in order to make them a minority in Canada. It also recommended an administration responsible to the people's elected representatives.)。しかし、英語が唯一の公用語としての地位を確保したものの、カナダ連合議会でフランス語での発言が許されたというように、ここでも完全なアングロ系一元化の社会政治体制は実現しなかったのである。注目すべき事実としては、この間旧ヌーベル・フランスにおいてアングロ系の人口がフランス系を上回り始める。

このことの背景には、19世紀において、カナダ全体の工業化と平行して上部カナダと低部カナダの間の経済的格差が拡大したことがある。ケベックの農業は、からうじて酪農に専念することで延命策を図ったが、土地を所有しない農村プロレタリアートが多量に発生し約50万人の人々がアメリカ合衆国へ移民として流出する。それというのも、ここ低地カナダでは工業化の進展が遅々として進まず、こうした過剰農村人口に適切な雇用機会を与えることができなかったからに外ならない。

1864年に連合議会の諸政党が英領北アメリカ連邦を目指して大連合を形成する時点から英帝国側でもこれを受け入れる方向に傾き、いわゆる＜Confederation＞（近代カナダ）の成立となるわけである。

もっとも、1858年の英国との最初の交渉では、この考え方を受け入れられず、その上、カナダ植民地内部の諸勢力もこれにすんなり同意したわけではなかった。より新しい、より拡大された資本主義経済活動の枠組み（鉄道、市場、関税など）を求めていた上部カナダの新興産業ブルジョワはこれを支持していた。沿岸地域（ニューファンドランドとプリンスエドワード島）は必ずしもこれに同調しなかったが、アメリカの侵略の最前線に立たされていたニュープランズウイック、それにノバスコシアがこれに同意した。ケベックでは、穏健なリベラルの政治勢力が保守派のカトリック教会と協調しながら＜アメリカ合衆国へ吸収さ

れてしまわないための次善の策＞として「独立」（Confederation）に賛成した（Fitzmaurice, John. (1985) *Quebec and Canada*, NY : St. Martin's Press, p. 19.）。実際ある歴史家が書いているように、「多分、カナダに関するもっとも驚くべき事実はカナダがアメリカ合衆国の一員ではないということである」（Perhaps the most striking thing about Canada is that it is not part of the United States.）（J. B. Brebner, *Canada: A Modern History, An Arbor*:University of Michigan Press, 1960, p. ix）というのが近代カナダ国家成立の本当の理由であるらしい。1860年半ばといえば英米関係は最悪の状態で、カナダ植民地は英國から孤立しており、その上南北戦争を終えたアメリカ北部諸州の軍事力はいつカナダに侵攻しても不思議ではないという状態であった。カナダの独立に対する英國の同意は、ひとつには統一されたカナダは経済的に効率よく発展するであろう。そして二つには、そのことでアメリカに対する防衛機能を英國から肩代わりしてくれるであろう、という認識に基づくものであった（Jackson, Robert J. et als. (1986) *Politics in Canada*, Scarborough, Ontario : Prentic-Hall Canada Inc., p. 37.）

ちなみに、1867年当時のカナダの人口は350万、その80%はオンタリオとケベックに集中していた。1851—1861年には17万5000人の移民の流入（純増加）があったが、次の10年間（1861—1871年）は25万人の移民の流出（純減少）が記録されている。人口の約12～15%が都市住民であり、大都市としてはモントリオール（10万）、トロント（6万）、ケベック（5万）、ハリファクス（2万）程度であった。人口の31%がフランス系、加うるにさらに11%がカトリック（主としてアイルランド系）であった。総労働人口の51%はなお農業に従事し、工業労働者は13%に過ぎなかった（Fitzmaurice, 1985, p. 21.）。

新しい共和国（Dominion）は、2院制をとり、下院は人口比に応じて各地域から議員が選出される仕組みであったが（オンタリオ州82名、ケベック州65名、ノバスコシア州19名、ニュープランズウイック15名）、上院は3地域（オンタリオ、ケベック、沿岸諸州）が各々24の議席を割り当てら

れる。この政体の問題点としては、まず第1に、州政府と連邦政府の役割分担を完全には整理できないままであったこと、第2に、州の力が極端に不均等であったため統一をめぐる＜力＞と＜理念＞とが必ずしも調和しなかったことなどがあげられる。さらにこれに加うるに、先にも述べた通り、2言語、2宗教、2民族の共存方式が連邦レベルではまったく曖昧だったことである。その結果、後になっていくつもの困難な問題が起こり、その最終調整はしばしば英本国の議会や枢密院にまで持ち込まれることも希ではなかった。ただ、それにもかかわらず、フランス系カナダ人にとってはそれが自らの＜生き残り＞戦術として有効な第一歩であるという思いがあったという点を忘れてはならない。確かに、BNAAによる1867年のカナダ連邦は、基本的にはきわめて中央集権的な性質のものではあったが、その中央権力は政治的、経済的統合力としては強力ではあっても、こと文化（問題）に関しては諸民族の特殊性を尊重するものであると理解されていた。例えば、新しい連邦議会（下院）では低部カナダ（ケベック）のフランス系は他の全体を合わせたよりも少ない数の＜代表＞（議員）を送ることができるに過ぎなかつたが（181分の65）、これをケベックの諸権利が侵害されるものだと受け取る向きはなかつたし、また連邦議会が承認したり決定したりする問題はカナダ全体の利益に関わるものに限られるという認識が存在していたのである。とくにケベック住民の当時の主観的な見通しについては、W. L. Morton教授はその著 *The Critical Years; The Union of BNA, 1852-1873*, (Toronto; University of Toronto Press, 1964) の序文で次のように書いている：

「今日英領北アメリカの統一（国家形成）について書物を上梓しようとするものは、カナダ連邦の形成におけるフランス系カナダ人の行なった貢献に特別の留意を払うべきである。この書物で明らかにするように、フランス系住民の民族意識（the French sense of nationality）は、1867年には、1837年、あるいは1964年におけると同じ程強力なものであった。しかし、かれらは連邦（Union）の必要性を認めていたのである。もっとも、それは英國系カナダとでも、あるいはアメリカ合衆国

とでもよかつたというわけだ。1837年の時も、そして1964年にもそうだったよう、分離主義（separatism）は存在しなかつた。極右分子を除けば、かれらの中心的な関心は民族性（nationality）というよりは宗教であった。フランス系以外のローマカトリック教徒が存在していたので、宗教的には分離よりは統合が望まれていたのである。フランス系としても、ローマカトリック教徒としても、かれらの最大の関心事は教育であり、アングロ系プロテスタントとの関係で政治や経済の領域でどのような地位を占めるかということなどは問題ではなかつたのである」と。

また、連邦政府の権限に関しても、当初、中央政府対州政府という対立の発想よりも、上院対下院の対立という捉え方が示唆されていたといわれ、この点でも各民族集団（なかんずく、フランス系カナダ人）の＜民族性＞維持の将来に関する懸念は小さかつたのである。しかし、フランス系カナダ人のこうした楽観的観測が時の経過につれて少しずつ崩壊せざるをえないような状況が展開し始める。ここでは、英、仏の民族間の争いの歴史に焦点を当てて若干の出来事を眺めてみるとしよう。

たとえば、1890年のマニトバ学校法。マニトバ州は、1870年に議会や裁判所におけるフランス語の権利を認めるという法律（The Manitoba Act）をひっさげてカナダ連邦に加入するが、＜英語を話す＞（English-speaking）移民の大量流入に伴ってこの年、英語を唯一の公用語とし、それまであったローマカトリックとプロテスタントの宗派別学校を統一して单一の公立学校にし、カトリック系の私立学校への公的援助は廃止するという法案を可決した（Mar. 31, 1890. The Manitoba School Act abolished separate schools for Catholics and Protestants. As of May 1, Dept. of Education controlled a non-sectarian system of public education.）。この決定は、自由党の英語系プロテスタントの多数派によつてもたらされたが、ケベックを中心としたカトリック教会はバチカンの援助をさえ求めてこれに抗議する。下級裁判所では決着がつかず、加えて連邦政府の力ではマニトバ州を説得できないまま（連邦政府は、教育が州政府の管掌事項であるとしてこ

の件に介入することには消極的であった) 1891年10月28日、最高裁はマニトバ州の措置を違憲とした判決を示す。1895年には、英國枢密院が、1980年のマニトバ州学校法によって宗教的少数者の教育権が侵害されたこと、したがって、かれらは連邦内閣にその修正・補償 (redress) を求めることができるという判断を示す。これを受け、1896年に政権を手にした自由党のローリエ連邦内閣は、マニトバ州に妥協案を飲ませ、今後の州内での立法を2言語制 (bilingual) とする約束をとりつける。しかし、無宗派学校は存続し、ローマ法王はこの措置に遺憾の意を表明することになるのである。実際、マニトバ州では1916年に英語以外のあらゆる言語による教育を禁止するというきわめて〈反カナダ的〉な立法が行なわれ、そのためフランス語のみならず、ドイツ語、ウクライナ語の学校なども閉鎖の憂き目に会う。この措置は漸次的に緩和されてゆくが、マニトバ州内のフランス系、及びその他の言語的マイノリティの不安感が払拭され、その教育における諸権利が完全に回復されるためには新しい1982年憲法の〈憲章〉の成立をまたねばならなかつたのである。

皮肉なことだが、カナダにおけるすべてのフランス系カナダ人にフランス語とカトリシズムの環境を用意するための闘争は議会制民主主義の原理 (多数決原理) と矛盾することにもなり、またそれは逆に〈マイノリティを守る〉という原則と合い通じるところから、ケベック州内におけるカトリック—フランス系優先の〈現状〉を搖るがすことにもなりかねないという、フランス系カナダ人にとっては困難な状況を内包しているのである。そして実際問題としても、言語問題や次にみる徴兵制の場合のように、アングロ系の〈多数〉によってしばしばフランス系の〈希望〉が葬りされていった。たとえば、ケベック州外のフランス系住民に対する言語 (教育) 権に対する侵害に関してフランス系カナダ人である歴史家のグルール神父 (Abbé Lionel Groulx) は1935年の著作 (*L'Enseignement français au Canada*, Montréal: Granger Frères, 1935) の中で次のようなリストを示している:

1864年、ノバスコシア：仏語を話すカトリック教徒のアカディア人達がフランス系の学校を設立す

ることを禁止される。

1871年、ニュープラウンズウイック：カトリック系の学校が閉鎖。公立学校での仏語及び仏語による教育が禁止される。

1877年、プリンスエドワード島：カトリック系のフランス語学校が違法となる。

1890年、マニトバ：カトリック系の学校が違法となり、仏語の（及び仏語による）教育が中等教育レベルで禁止される。

1892年、北西諸地域（現在のアルバータとサスカッチワンを含む）：公立学校での仏語の教育は違法となり、カトリック系学校は禁止される。

1905年、アルバータ、およびサスカッチワン：1812年の北西地域での法令が再確認される。

1915年、オンタリオ：法令第17号によって、オンタリオの学校ではフランス語が違法となる。

1916年、マニトバ：すべてのレベルでフランス語の教育が禁止される。

1930年、サスカッチワン：フランス語の教育が放課後においても禁止される。

もう一例、アングロ系—フランス系の対立と連邦政府の苦悩を招致した事件を取り上げてみよう。第一次大戦時の徴兵問題がそれである。

1914年8月4日にイギリスがドイツに対して宣戦布告すると同時に、カナダもまた自動的にこの戦争へ巻き込まれる。1899年の南アフリカにおける南アフリカ戦争の時もそうであったが、英本国と一心同体であるアングロ系カナダ人は、当然のことながら進んで志願兵として戦線におもむいたが、概してフランス系カナダ人には〈英連邦内のカナダ〉という国民意識が弱く、その上すでにみたようなアングロ系の強い〈英国化〉(英語化)政策に苦杯をなめさせられている現状では、徴兵制の導入などはまったく受け入れ難いところであった (Aug. 29, 1917. The Military Service Act was passed, making all male British subjects up to 45 years of age, with certain exceptions, liable for active military service. In Montreal, 5,000 people demonstrated against the Military Service Act.)。そもそも志願兵制度の下ではケベックからの志願者が少なく、これを改善する目的での徴兵制導入であったから、この政策でフランス系カナダ人の共感をうけることは至難の

業というべきであった。その上、ベルナールが指摘しているように、フランス系カナダ人の徴兵制に対する反対の背景には、徴兵係の士官や軍隊組織の上層部がアングロ系によって独占されていたことに対する不満も大きかったといわれているのである (Andre Bernand, *What Does Quebec Want?*, Toronto: Janes Vorimer, 1978)。

徴兵制そのものは1917年8月29日に成立したが (The Military Service Act)、実際にこれが発動して兵隊が送られる前に戦争が終結したこともある、保守党のボーデン首相は保革連合の内閣でなんとかこの難題を乗り切ることができたのである。

そもそも、カナダの憲法たる BNAA (1867年) はイギリス議会によって可決された法案であって、英国型の議会制度と連邦制とを結合したいわゆる「ウエストミンスター・モデル」(Westminster Model) と呼ばれるものによってカナダという統一的な政治共同体 (The Dominion of Canada) を創設することが狙いであった。しかし、そのことは、それによって独立するカナダと本家本元の英国との関係に関わる問題 (換言すると、カナダの主権と独立に関わる問題)、連邦政府と州政府との関係に関わる問題、そして州政府間の関係に関わる問題と、未調整の事項を多く残していたし、その上 <建国の2民族> の共存公式に関する諸問題が未解決のままで残っていた。とくに、この最後の問題は、1982年憲法に署名を拒否したケベック州の存在が如実に物語っているように、今日に至るも未解決のままである。もっとも、1987年6月3日、進歩保守党のマルルーニ連邦政府首席の努力が実って、1985年ケベック州選挙によって9年間州政府の座にあったケベック党を破って政権に返り咲いた自由党のプラサ首相との間 (同時に、残り9つの州の首相との間) に憲法改正についての合意が成立し、この時点では、ケベックが1982年憲法を承認する可能性も高まったが、この点については後に詳論する。しかも、この2民族間の問題は、しばしば中央政府と州政府との関係という一般的な問題とも重なって顕在化する。すでに上にみたマニトバ州の言語法や学校法に関しては、同州の教育改革が憲法違反の疑い (実際、カナダ最高裁は後にそう判定した) が

あっても、連邦政府としては教育は州政府の管轄に属するので積極的介入を躊躇するという事情があり、この問題の解決を遅らせ、混乱させるひとつの原因となっていたわけである。こうした問題の絡みを充分承知した上で、特に2民族間の関係をめぐるカナダ連邦制の <弱点> に焦点を合わせつつ、若干その後の展開を追っておくことにしよう。

法律的にみると、建国の2民族の平等的存在を保障しているのは、BNAA の第93条及び第133条で、ここでは連邦政府も州政府も、英語と仏語の権利、及び宗教的少数派の「教育権」を制限することはできないとされている。この点は、1982年に憲法が <カナダ化> され (patriated)、改正権限が英國議会からカナダ連邦議会に移行した時にも維持された。順を追ってみてみることにしよう。

まず、BNAA (=The Constitution Act, 1867) の第93条では、「州において、かつ州のために、立法府は、次に掲げる規定に従うことを条件として、教育に関する法律を制定する権限を専属的に有する」とし、その第1項で「一定の者が、連邦成立の際、州において法律により有する宗教学校に関する権利あるいは特権に不利な影響を及ぼす法律の規定を設けてはならない」としているが、<教育の言語> に関してはなにも規定していない。同じく、同第133条には次のような文面がある;「カナダ議会の両院及びケベック立法府の両院の討論においては、何人も英語及びフランス語のいずれをも使用することができる。英語及びフランス語は、これらの議院の議事録において併用される。この制定法に基づいて設立されるカナダの各裁判所及びケベックの各裁判所においては、何人も英語及びフランス語のいずれをも使用することができ、また、これらの裁判所にかかる訴訟書類及び令状においても、そのいずれをも使用することができる。カナダ議会及びケベック立法府の制定法は、英語及びフランス語で印刷され、かつ発行されるものとする」。

しかし、これだけでは、その後にこの連邦に加入することになる平原諸州 (マニトバ州、1870年。サスカッチワン州、アルバータ州、1905年)、ブリティッシュコロンビア州 (1949年) などでの両

言語の取り扱いは必ずしも「平等の原則」を保障されていることにはならないわけで、それがその後の問題の火種となったのである。

1960年に、カナダ連邦議会で「カナダ権利憲章」(The Canadian Bill of Rights)が可決されるが、言語権の点はまったく不充分であった。

次いで、1969年、同じく連邦議会は「公用語法」(The Official Languages Act)を可決し、議会と連邦政府の諸機関での英・仏両言語の平等な地位を保障する。その第2条には、「議会とカナダ政府のすべての活動において、英語と仏語は公用語として等しく平等な地位をうる」とある。

さて、マニトバ州の公用語法、学校法事件は先に触れたが、ここではカナダ連邦への参加時点(1870年)でフランス系住民が英語系住民よりも多かったという事情があって、フランス語の保護には長い伝統が存在してきたわけだが、それでも1970年に至ってやっと「公立学校法」(The Public School Act)が改正されて、英・仏両言語が「公立学校における教育のための言語」として公に認められたのであった。ニューブラウンズウイック州は、1867年にカナダ連邦に参加した州であるが、1976年現在で人口の33%がフランス系(母国語が仏語)という特殊性がある。そこで、1981年に、この州だけが、新しい「権利及び自由に関するカナダ憲章」(The Canadian Charter of Rights and Freedom)にある言語権を承認したわけである。1982年憲法の第16条(カナダの公用語)第2項には、第1項の連邦議会とカナダ政府の項に引き続いて、ニューブラウンズウイック州の州議会と政府における英・仏両言語の平等の地位と権利が規定されているのはこのためである。(換言すると、このニューブラウンズウイック州だけが、現在カナダで2言語主義を採用しているのである。)

眼をオンタリオ州に転じると、ここには1976年現在46万人余りのフランス系住民が居住しており、この絶対数は上のニューブラウンズウイック州のフランス系人口の2倍以上になる。しかし、その人口割合は5.6%と小さい。伝統的な英語系優先の伝統もあって、ここではBNA法の第133条に拘束されず、最近まで英語一元主義であった。1968年以来、特に教育の場におけるフ

ランス語の地位は飛躍的に改善され今日に至っている。

さて、問題のケベック州であるが、1960年代に入ると新しい自由党のルサージュの下でいわゆる「静かなる革命」(La Révolution tranquille)といわれる近代化過程が急激に進行し、これに伴ってケベック社会における権力構造の変化やイデオロギー上の転換が実現するが、それがケベック・ナショナリズムの性格をも一変させるのである。それを一言で表現すれば、いわゆる「生き残り」(survivance)から「開花」(épanouissement)へということになろう。すなわち、フランス系カナダ人(ケベック人=Québécoisという自称もこの頃から使用されるようになる)は、特に英語系との関係において、今までの消極的な防衛の態度から、もっと強い自己主張と諸権利の確保に務めなければならないという積極的な思想への転換である。ケベック・ナショナリズム(とその究極的な形であるケベック分離主義)については次章で詳しく検討するが、ここではこの新しいケベックの社会変化(イデオロギー上の変化)がどのように「建国の2民族」の関係に影響を与えたかという点に焦点を絞って論じてみたい。そのためには、まず、1950~1960年当時のケベックの社会・政治・経済の現実を簡単に振り返ってみておく必要がある。

ケベック社会は他の北アメリカ社会とは異なり、カトリシズム(教会)が住民の精神と世俗の生活を徹底的にコントロールするという特殊な条件の下に20世紀を迎えるが、これに旧来の領主制が組み合わされたケベックの理想社会は、農本主義に基づく「神の国」の実現であった。カトリックの思想は社会生活の隅々にまで浸透していたが、そこには近代化(工業化)を促進するのにプラスに働くようないかなる要素(因)をも発見することはできない。たとえば、フランス革命の3大スローガン、自由、平等、博愛にしてもブルジョワ的自由主義とはまったく結びつかず、自由とは「善を選び取る自由」(もちろん、カトリック的善)、平等とは、この善を追求するために必要な諸個人の権利(神の恩寵)、そして博愛とは、社会的現実として階級的に配列される諸階級(君主と家臣、金持ちと貧乏人、雇用者と労働者など)

の間の（相互的な）愛（配慮）とされるという具合であった。家族と共同体がこうした社会のもっとも重要な制度であり、伝統的な権威と慣行が聖職者の指導の下に存続していたのである。その上、ケベックのカトリック教会は、教育と社会福祉事業を独占していたばかりではなく、その宗教的影響力によってフランス語とカトリシズムを中心の一一種のケベック・アイデンティティを住民の魂の中に植え付けることに成功していたので、ケベック人はアングロ系プロテスタントが多数を占めるカナダ全体に対しても常にいくばくかの不信感を示し続けていたのである。やや角度を変えてこの間の事情をみてみよう。

ケベックは、フランスの3.4倍、イギリスの7.2倍という面積に対して、20世紀初頭の人口規模は約160万人（平均人口密度は2/km²）、その45%がモントリオール都市圏に集中していて、残りは実際に荒涼とした農村地帯に住み着いていたのである。村落はそれぞれが教区であり、農業を唯一の（そして最高の）生業として、農民達が伝統の中にどっぷり浸りながら生活していた様子は容易に想像できる。他方、都市圏では、19世紀半ば以降の工業化（資本主義化）の進展によって近代的な階級的社会構造が現われ始めるのだが、こうした近代的活動の主要な担い手（資本家、企業家、自由専門職など）は主としてアングロ系プロテスタントで占められるという状況であった。1899年、モントリオールの新聞 *Herald* 紙のある記者は、「男性で比較すると、フランス系カナダ人の平均所得は、多分、アングロ系の隣人の所得の4分の1にも満たない」と書いた後、かれらが管理職や生産手段の所有から疎外され、低い教育水準、高い死亡率、衛生の欠如などに甘んじている、と指摘している（Hanelin, Jat et N. Gagnon, *Histoire du catholicisme québécois*. Tome 1, Montréal : Les Éditions du Boréal Express, p. 39）。こうした劣悪な状況の自覚によって、1960年代以降の「新しいケベック」は、「自分の家の主人になろう！」（*Maitre chez nous !*）というスローガンの下に、すでに述べたようなアングロ系住民（その他のカナダといっててもよい）との間に新しい関係の樹立を求めて立ち上がることになる。

政治的に重要な動きとしては、1960年成立の自

由党州政権のエネルギー相であったルネ・レベック（René Lévesque, かれは、その在任中にケベック水力発電会社を州有化してその名を馳せる）が、ケベックの事実上の（カナダからの）独立を主張するケベック党（Le Parti Québécois）を結成（1968年）し、これが国家社会主義的政策で自由党路線を引き継ぎ、1976年から1985年まで州政権を掌握してケベックの近代化を引っ張りもしたのである。この路線は徹底した「世俗化」政策を押し進め、カトリック勢力から教育や福祉事業を奪回したが、同時にフランス語の保護にも力を入れた。直接的には、ケベック州におけるフランス系住民の出生率が近代化の結果著しく低下したことに加えて、新しい移民がアングロ系コミュニティへ吸収されてゆくという現実がいっそくかれらの「危機感」を煽ったことは否めない。

言語政策の話に戻ると、他のいくつかの州では、主としてマイノリティであるフランス系住民の言語権が守られる方向へ動いていたのとはうらはらに、ここケベック州内ではフランス語の地位を強固にしようとする立法が相次ぐのである。1969年、国民連合党（Union Nationale）のベルトラン内閣は法案第63号を可決して、「ケベックのアングロ系児童にフランス語の実質的な知識を修得させ、ケベックに定住するものにフランス語を修得させ、同時にその子弟にもフランス語で教育を受けさせるため」とその法令の目的を述べている。もちろん、アングロ系住民の力を完全に無視できなかったのである程度かれらの「英語権」をも認める形にはなっているが、フランス語の地位を「特別なもの」とする方向は次の自由党ブラサ内閣の下でいっそう伸展する。すなわち、1974年（7月30日）、ブラサ政権は法案第22号を可決して、これを「公用語法」（The Official Language Act）としたのである。その前文にはこの法令の目的が次のように記されている；「フランス語は民族的遺産であって、政府はこれを守護する義務がある。ケベック州政府はそのすべての権力を動員してこの言語の優位を確たるものとし、その力と質とを高揚しなければならない」と。この目的を達成するために、ケベック州ではフランス語が公用語とされ、行政、専門職業活動、労働、企業、教育などすべての領域でこの言語が使

用されなければならないとした。しかし、基本的には、この法令の性格は、フランス語に優越的地位を与えてはいるものの2言語主義の原則を否定するものではなかった。もちろん、過激派はこうした立法を手ぬるいと考えていたわけであり、実際、分離－独立派のケベック党が政権を握った1976年以降、よりラディカルなフランス語擁護の傾向が進み、翌年の8月26日に法案第101号 (Loi 101) が州議会で可決され、「ケベック・フランス語憲章」(The Charter of the French Language) と呼ばれる悪名高い法律が制定されたのである。

さて、近代化において一定の実績を達成しつつあったケベック州は、連邦内におけるその地位向上に関する新たな要求を行ない始める。それは、大勢的に〈アングロ化〉の傾向にあるカナダ連邦にあって、BNAAの保証した〈建国の2民族〉(Canadian Duality) の精神を回復せしめ、ケベックに連邦内における〈特別の地位〉を与える要求へと具体化してゆく。この精神にのっとっていえば、ケベックは決して連邦を構成する10州の内のひとつ（の州）ではないはずであり、そのため連邦政府とケベック州政府との関係は、連邦制の枠内にある中央政府と地方政府の関係とは異なるものでなければならないわけである。しかし、すでに述べたように、このケベックの〈特別の地位〉の関する問題は、特に憲法論争上、連邦－地方政府間関係の問題と切り離すことができないため、〈ケベック〉の話なのかと〈一般論〉（残りの州をも含めた問題）なのかという区別が明確でない場合が多く、議論が錯綜するわけである。まず、1960年に州権力を手にした自由党のルサージュ政府は、時の連邦政府（ディフェンベーカー首相）に対して憲法におけるケベックの〈特別の地位〉に関して新たな要求を行うが、これに関連して開催された数度の連邦－州会議や州首相会議を経て1964年（10月14日）には、いわゆるフルトン－ファブロー公式 (The Fulton-Favreau Formula) なるものが結実する。この時の争点は、憲法のカナダ化 (The repatriation of the BNAA) とその改正手続きに関するものであったが、これに関してケベックが〈特別の地位〉（例えば、憲法改正手続きにおいてケ

ベックが10の州の1つとしてではなく、特別の拒否権を保障されるなど）を与えられていないことを知ると、ルサージュ政権はこれに合意することを拒んだ。加えて、より完全な自治をもとめるケベック州政府は、次のような要求を連邦政府につきつけたのである。

第1には、ケベック州政府がより大きな直接黙契権のシェアを獲得すべきこと。確かに、戦争中あるいは戦後間もなくの頃は、連邦政府がカナダ人達のもっとも重要な必要条件を充たすことについてある程度の正当性があったが、今は高い優先順位をもつ諸案件は州政府の管轄に置かるべきであって、このためには中央政府と州政府の間に財政分担のパターンを変えなければならぬという主張である。

第2には、ルサージュ政権は州政府の法的権限 (The constitutional jurisdiction of the provinces) 下にある事項については連邦政府は介入を止めるべきであると要求した。他の諸州が必ずしもこの提案に賛成したわけではなかったので、ケベック州はその選択の結果として州政府もケベック住民も決して財政上のペナルティを課されないようにと、しきりに主張したのである。

第3には、ケベック州は連邦政府に対して州の利害に関する事項で連邦側が州に相談を行う件に関連して、新しい制度や手続きの制定を要求した。この要求は、とりわけ連邦政府の経済政策に関係していた。1963年11月の連邦－州会議でケベックの代表が述べた議論の内容は大略次のようなものであった；すなわちすべての連邦政府の経済政策はなんらかの形で各州に影響を与えるものなのだから、各州は〈その目的に資する為につくられた常設の連邦－州機構〉を通してその形成に参画すべきであり、かくして各州政府はカナダの関税、運輸、あるいは金融政策についてもなんらかの発言権を与えられなければならないというものであった。

第4には、ケベック州政府が要求したものは、こと州政府の立法権 (jurisdiction) に属する事柄については、州政府は中央政府の介入なしに、（外国と）国際的な協定を締結するという権利であった。その言い分は、こうした協定（条約）の締結はそれを実際に実行する政府によって結ばれるの

がスジであり、例えば、フランス（語）文化の要求や利害関心について連邦政府がそれを効果的に表明することなどは出来ない相談である、というものであった。

これに続く国民連合党のジョンソン政権（1966年）は、よりシンボリックな形でケベックの独自の地位を憲法上に反映させようと努力する。1965年に出版されたパンフレット『平等か独立か』(Egalité ou Indépendance)において、かれはアングロ系とフランス系という＜2民族性＞に基づく憲法改正を主張するのである。当然、こうした主張に従っていえば、形の上ではケベックは連邦を構成する10州のひとつに過ぎないけれど、それがフランス系カトリック・カナダ人の固有の領土であることによって、ケベック州はアングロ系の享受しているのと同等の諸権利をこの連邦内で（憲法上）認められなければならないということになる。こうした考え方に基づいて、1960年代後半にはケベック政府は対外的にも独自の外交を開拓してオタワとの間に物議をかもすことになるのである。かくするうちに、1967年以降数回に亘って出版される「2言語主義・2文化主義王立委員会」(The Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism—以下RCBBと略す)の報告書は、現代カナダの危機を、主として言語使用をめぐる建国の2民族、アングロ系とフランス系の対立にあること確認し、その改善策としてフランス語の地位を積極的に引き上げること、例えば連邦政府の官僚機構における2言語政策の徹底した実現を勧告するわけである。RCBBの調査・勧告は1969年の連邦公用語法（The Official Languages Act）の成立を導いたことはすでに述べた。折しも、1968年4月には、ピアソン首相の辞任を受けてケベックの知識人ピエール・トルドーが連邦政府首相に就任し、連邦制を前提とした＜ケベック＞のあり方を主張、これ以降過激化する分離・独立派のケベック州政府と対決することになる。いうまでもなく、1968年10月レベックに率いられたケベック党が成立している。ケベック党は伝統的なケベック独立運動の精神を体現したRIN (Ressemblment pour l'Indépendance Nationale, 1960年に成立) と後にケベック党の初代党首となるルネ・レベックが提案したMSA

(Mouvement Souveraineté-Association=主権一連合運動) の合体であって、ケベックの地にフランス系主権国家を創設することが党の究極的目的であったわけであるが、この点に関しては次章で詳しく論じるつもりである。

若干法律上のことで補足しておくと、すでにみたようにBNAAが連邦一州政府関係に関する事項を筆頭に多くの曖昧さを残していたため、その後いわゆる＜憲法会議＞が頻繁に開催されたが、ケベック州政府はこれらの機会を利用して、自己の憲法上の地位をカナダ連邦における＜特別なもの＞にするために努力したわけである。みかけは、連邦一州政府関係（例えば、その管轄領域と権限）について争っているようで、中身は常にケベックの独自性と自治をどこまでも貫こうとする意図であった。こうして、たとえば、1971年にケベックを除くすべての州首相の合意がえられたいわゆる「ビクトリア憲章」(The Victoria Charter) にしても、ケベックのプラザ首相は、オタワ政府が所得保障制度で完全な微税と再配分の権限を独占し、州政府の独自の所得保障計画を認めないと不満としてこの承認を拒否したのである。こうして、ケベック州では、1976年11月15日の州選挙でケベック党が勝利し、よりラディカルな分離主義が主張され始める。すなわち、カナダ連邦とは密接な経済的連携（association）を保つが、ケベック自身は主権をもった独立の政治共同体（sovereignty）になるという、俗にいう＜主権一連合＞構想がそれである。こうした政党の出現とその権力掌握の背景を理解するため、次にケベック分離主義の歴史とそのイデオロギーを振り返っておくことにしよう。

（未完）

付記

なお、本文中の英語による歴史的事実の記述は次の書物による：

Myers, J. *Canadian Facts & Dates*, Ontario : Fitzhenry & whiteside, 1986.